

高齢者の貧困の構造変化と老齢加算廃止による消費への影響

山田 篤裕*¹, 四方 理人*²

抄 録

本稿は高齢者の貧困と生活保護制度改革に関し3点を明らかにした。第一に、1990年代半ばから2000年代半ばまでの高齢者の貧困率の微減は、「単身」、「夫婦のみ」の貧困率の低下を、相対的に他の世帯類型と比較して貧困率の高い「単身」、「夫婦のみ」の世帯構成比重の高まりによる貧困率の上昇要因が相殺することで生じていた。第二に「配偶者なしの子との同居」の世帯構成における比重高まりも、高齢者の貧困率の上昇要因となっていた。第三に老齢加算廃止は、65-69歳と比較して相対的に高い支出水準であった70歳以上の食料支出の減少以外に、被服及び履物、教養・娯楽費、その他の消費支出を減少させた。支出費を減少させた具体的品目で相対的に大きいのは、こづかい（使途不明金）、野菜・海藻、調理食品、新聞、その他の交際費であった。光熱・水道、交通・通信、冠婚葬祭費などへの支出減少については確認できなかった。

キーワード：高齢者，貧困，生活保護，老齢加算

社会保障研究 2016, vol.1, no.2, pp.399-417.

I はじめに

高齢者の貧困率は長期的に低下してきているが、生活保護を受給する高齢者の割合は増加している。一方、生活保護制度では、被保護人員の3割を占める70歳以上高齢者に対する老齢加算を2004年度と2005年度に段階的に引き下げ、2006年度に廃止した。

本稿の目的は2つある。一つは、高齢者の貧困率が低下する中、なぜ生活保護を受給する高齢者世帯の割合が1990年代半ば以降増えたのか、その背景となった貧困の構造変化を明らかにすること

である。もう一つは、その生活保護制度で行われた高齢者に対する近年の改正、すなわち老齢加算廃止が70歳以上の生活保護受給者の消費に与えた影響を明らかにすることである。

主要な発見事実を先取りしていえば3点挙げられる。第一に、1990年代半ばから2000年代半ばまでの高齢者の貧困率の微減は、世帯内での私的扶養機能が期待できない「単身」、「夫婦のみ」の貧困率の低下を、相対的に他の世帯類型と比較して貧困率の高い「単身」、「夫婦のみ」の世帯構成の比重高まりによる貧困率の上昇要因が相殺することで生じていた。第二に「配偶者なしの子との同居」の世帯構成における比重高まりも、高齢者の

*¹ 慶應義塾大学経済学部 教授

*² 関西学院大学総合政策学部 准教授

貧困率の上昇要因となっていた。高齢者から子への方向での、世帯内私的扶養機能を担っている可能性もある世帯類型の増加は、新たな高齢者の貧困リスク増大要因として懸念される。第三に70歳以上の生活扶助額の2割に相当する老齢加算廃止は、65-69歳と比較して相対的に高い支出水準であった食料に対する支出減以外に、被服及び履物、教養・娯楽費、その他の消費支出を減少させる影響があった。支出費を減少させた具体的品目で相対的に大きかったのは、こづかい（使途不明金）、野菜・海藻、調理食品、新聞、その他の交際費であった。光熱・水道、交通・通信、冠婚葬祭費などへの統計的に有意な支出減少は確認できなかった。

本稿の構成は以下の通りである。次節では総務省「全国消費実態調査」に基づき、高齢者の貧困率が低下する中、なぜ生活保護を受給する高齢者世帯の割合が1990年代半ば以降増えたのか、その背景となった貧困の構造変化を明らかにする。III節では厚生労働省「社会保障生計調査」に基づき、老齢加算廃止の影響が、70歳以上の生活保護受給者の消費に与えた影響を明らかにする。結びに代え、IV節では本稿の発見事実と残された課題について述べる。

II 高齢者の貧困の構造変化

1 高齢者の貧困率の微減と被保護世帯率の上昇

表1は、高齢者の相対的貧困率を、日本を含めた9カ国について示している。相対的貧困率は、世帯に働く規模の経済性（すなわち世帯員数）を調整した等価可処分所得の中央値の50%を相対的貧困線とし、その基準未満の人口割合を示したものである。

2000年代半ばの日本の高齢者の貧困率は、比較対象国の中で相対的に高い水準にあり、アメリカと同様20%を超える。76歳以上、女性、単身世帯で貧困率が高い傾向は、比較対象国と同様の特徴だが、日本の場合、とくに単身高齢者の貧困率が約50%と相対的に高い。

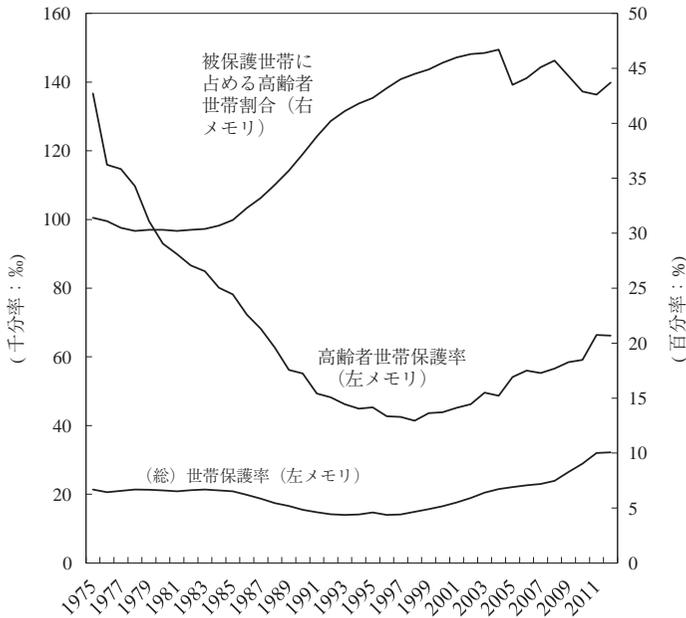
1990年代半ばから2000年代半ばにかけ日本の高齢者の貧困率は1%ポイント低下した。同期間に貧困率が低下した比較対象国より低下幅は小さいが、それでも日本の高齢者の貧困率はわずかながら低下した。

しかし、高齢者の生活保護受給については、少し状況が異なる。図1は、生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合（%）、高齢者世帯の保護率（%：千分率）、総世帯の保護率（%：千分率）で

表1 高齢者の相対的貧困率の国際比較（%）

	高齢者の貧困率								全人口の 貧困率 (全年齢)
	65歳以上全体		年齢		性別		世帯類型		
	2000年代 半ば	1990年代半ば からの変化 (%ポイント)	66-75歳	76歳以上	男性	女性	単身	夫婦のみ	
フランス	8.8	-3.0	7.2	10.6	6.6	10.4	16.2	4.1	7.1
ドイツ	8.5	-2.0	6.5	11.1	5.1	10.8	15.0	4.7	11.0
イタリア	12.8	-2.3	11.2	15.2	8.1	16.1	25.0	9.4	11.4
日本	22.0	-1.0	19.4	25.4	18.4	24.8	47.7	16.6	14.9
韓国	45.1	..	43.3	49.8	41.8	47.2	76.6	40.8	14.6
ノルウェー	9.1	-6.8	3.8	14.6	3.5	13.1	20.0	1.2	6.8
スウェーデン	6.2	2.6	3.4	9.8	4.2	7.7	13.0	1.1	5.3
イギリス	10.3	-2.1	8.5	12.6	7.4	12.6	17.5	6.7	8.3
アメリカ	23.6	2.9	20.0	27.4	18.5	26.8	41.3	17.3	17.1
OECD平均(30カ国)	13.5	-0.2	11.7	16.1	11.1	15.2	25.0	9.5	10.6

出所：OECD(2008)、OECD(2011)に基づき筆者作成。



注：「高齢者世帯」の定義について、2004年までは、「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」であったが、2005年から「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更されている。

出所：国立社会保障・人口問題研究所「『生活保護』に関する公的統計データ一覧」<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp> (2016年6月25日最終確認)より筆者作成。

図1 高齢者世帯の保護率と生活保護世帯に占める割合

ある。1980年代後半から1990年代にかけて、高齢者世帯の保護率（高齢者世帯に占める生活保護世帯の割合）は低下しているにもかかわらず、生活保護世帯に占める高齢者の割合は上昇している。これは、人口の高齢化と高齢者世帯の保護率だけではなく、総世帯の保護率も低下したことによる。

そして、1990年代後半以降は、生活保護世帯の高齢者割合だけではなく、高齢者世帯の保護率も上昇している。表1でみたように高齢者の相対的

貧困率は若干の低下傾向にあるにも関わらず、高齢者世帯の保護率が上昇した背景として、主に2つの可能性を指摘できる¹⁾。

第一は、小塩・浦川（2008）も指摘するように、日本では相対的貧困線が低下していることである。1997年と比較し、2005年の日本の相対的貧困線は11%低下している〔小塩・浦川（2008），p.281〕。つまり低い相対的貧困線で貧困率を測定すれば、貧困率は低下したようにみえる。実際、1997年の相対的貧困線に固定すると、高齢者の相対的貧困率は2005年では4%ポイント上昇していたことが示されている〔小塩・浦川（2008），p.281〕。第二に、世帯構成の変化により、世帯内での私的扶養機能が衰退し、生活保護制度が利用されるようになった可能性である。

2 高齢者の貧困率の要因分解に関する先行研究

世帯構成変化が、高齢者の貧困率に与えた影響に関する主な研究として、阿部（2006）と橋木・浦川（2008）が挙げられる²⁾。阿部（2006）は、1984年から2002年の厚生労働省「所得再分配調査」の個票データを用い、①年齢構成、②世帯構成、③市場所得の貧困、④税・社会保障による貧困削減の4要素のうち3つを固定し、残る1要素の

¹⁾ ほかに2008年9月のリーマンショック以降の経済状況への対応の一環としての生活保護制度の実質的な運用変化も考えられる。この点に関し鈴木・周（2012）は、2009年3月以降の厚生労働省の各通達により、以前は生活保護申請が難しかった稼働年齢層が含まれる「その他世帯」に対する生活保護制度の運用が相対的に「緩和」されたと指摘している〔周・鈴木（2012），p.214〕。しかし、こうした「緩和」は高齢者よりも稼働年齢層に対し主な影響があったと推察される。

²⁾ そのほかに、吉岡（2014）は、「国民生活基礎調査」の公表データから、貧困率の推計を行い、世帯人員数、世帯構造について各年の貧困率に対する寄与率を算出し、全体の貧困率に対する高齢者世帯の寄与度が低下していることを示している。

み変化させた場合の高齢者の貧困率をシミュレーションした。その結果、1987-1993年の貧困率上昇に最も寄与したのは④税・社会保障の効果、次に寄与したのは②世帯構成の変化であった。そして1993-2002年は貧困率に変化はないが、その背景には、②世帯構成の変化と③市場所得の貧困という貧困率上昇要因³⁾と、④税・社会保障による貧困率低下要因とが拮抗していたことを示した⁴⁾。世帯構成の変化として、単身と高齢者のみ世帯割合の上昇と非高齢者と同居する高齢者割合の低下を指摘している。市場所得での貧困率の上昇と合わせ世帯内での私的扶養が困難な高齢者が増加していることがみてとれる。

橘木・浦川(2006)は、同じく「所得再分配調査」を用い、1995-2001年にかけて貧困世帯に占める高齢者世帯の割合が上昇したことを示した。さらに同期間に人口全体の貧困レベルに対する単身世帯(高齢者世帯除く)の寄与率が大きかったことを指摘している〔橘木・浦川(2006), pp.84-85〕。

以上の研究では、世帯構成の変化も貧困率に影響を与えたことが示されている。しかし、こうした推計の解釈には留意も必要である。第一に「所得再分配調査」では調査区ごとの回収率に基づくウェイト補正が行われていない。そのため回収率

に偏りがあった場合、母集団の世帯構成との間に乖離が生じ、それを世帯構成変化として含んでしまう可能性がある。第二に、世帯内での私的扶養機能を考慮するにあたり、同居している子どもの配偶関係は重要だが、これまでの貧困率の要因分解を行った研究では「配偶者なしの子と同居」と「有配偶の子と同居」を識別していない⁵⁾。

そこで本節では、世帯構成比のウェイト補正にも留意した上、同居子の有配偶関係を考慮した世帯類型を用い、世帯構成比の変化が1990年代半ばから2000年代半ばまでの高齢者の相対的貧困率に与えた影響を分析する。

3 データ及び分析枠組み

データは総務省統計局「全国消費実態調査」の個票を用いた⁶⁾。「全国消費実態調査」は、2カ月ないし3カ月の家計簿記入が必要となるため、回答者の負担が相対的に重く、回答拒否によるサンプルの偏りが生じる。そこで同調査では代替世帯の補充だけでなく、同じ調査年次の「労働力調査」における、地域、世帯員数、年齢、性別分布と一致するようウェイト補正を行っている⁷⁾。しかし、このウェイト補正は1994年以前には行われておらず、1999年、2004年では単身世帯のみ補正、2009年からは2人以上世帯でも補正されるようになって

³⁾ 所得格差の文脈ではあるが、市場所得の一つである就労所得は高齢者の所得格差要因として大きく(高齢者の所得格差の4~5割を説明)、この就労所得はさらに高齢者の就労所得と同居子の就労所得の2つに分けられる。これら2つの就労所得が高齢者の所得格差に与える影響はほぼ半々である。ただし1987-2002年に市場所得の所得格差拡大への寄与は両就労所得とも減少した〔Yamada (2010), pp.41-42〕。この背景には、高齢者の就業率と子どもとの同居率が同時期低下していたことが挙げられる。つまり、子どもとの同居も高齢者の市場所得の変化には重要な要素となっている。

⁴⁾ この点は小塩・浦川(2008)でも確認されている。厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いた彼らの研究においても、1997-2003年にかけ、高齢者の当初所得でみた貧困率と可処分所得でみた貧困率の差は6%ポイントほど拡大した。これは税・社会移転による貧困率削減効果が同時期に増大したことを意味する。

⁵⁾ 同居子の状況により分類することは重要と考えられる。高齢者の貧困率の国際比較を行った、Murozumi and Shikata (2008)は、アジア圏である日本と台湾の高齢者は、アメリカや西欧諸国と比べ、子どもとの同居比率が高く、また、有配偶の子どもと同居するより、無配偶の子どもと同居している場合に貧困率が高くなることを明らかにしている。また別の分類として、同居子の職業(正規雇用、非正規雇用、無職)で同居子を分類した山田(2010)では、非正規雇用の同居子や、無職の同居子の存在が、高齢者の貧困リスクを顕著に増加させることを報告している〔山田(2010), pp.119-121〕。

⁶⁾ 本節の分析は、「所得・消費・資産・主観的データを用いた貧困基準の総合的研究」(JSPS科研費JP26380372, 主任研究者:駒村康平)の一環として行われた、統計法第33条に基づく調査票情報の利用結果に基づく。調査票情報はすべて匿名化処理されている。

⁷⁾ 総務省統計局「平成16年全国消費実態調査 用語の解説 付録7 調査世帯の選定方法と結果の推定式」http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/pdf/h16_fu07.pdf (2016年6月25日最終確認)

た。

以下の分析では、1994年、1999年、2004年のデータについても、2009年と同様の方法でウェイト補正して貧困率の変化に対する世帯構成比の変化の影響について推計する。具体的な補正方法として、単身世帯については地域別（6区分）、男女別、年齢別（35歳未満、35～59歳、60歳以上の3区分）の世帯割合が各年の「労働力調査」と一致するようにウェイト補正を行う。同じく、2人以上世帯についても地域別（9区分）、世帯員数（4区分）の世帯割合が各年の「労働力調査」と一致するようにウェイト補正を行う。

可処分所得は、「全国消費実態調査」の年収・貯蓄等調査票の個票データを利用し、勤労収入、自営収入、公的年金、企業年金・私的年金、利子・配当金、家賃・地代、その他の年間収入を合計し、そこから税・社会保険料を控除した年間所得である⁸⁾。さらに、この可処分所得を世帯人員数の平方根で除した等価可処分所得を分析には用いている。

高年齢者の世帯類型は、配偶関係と子との同居形態から「単身」「夫婦のみ」「配偶者なしの子と同居」「有配偶の子と同居」「その他」に区分した。

こうして定義された世帯類型を用い、1994－2009年の相対的貧困率の変化を各世帯類型のシェアの変化と貧困率の変化とに寄与度分解を行う。具体的には、貧困率を a 、各類型別貧困率を a_i 、各類型のシェア l_i とそれぞれ定義する。すると貧困率は各世帯類型の加重平均、すなわち

$$a = \sum_i a_i l_i$$

と表すことができる。ここで、二時点間の貧困率の変化分 (Δa) は、類型ごとの貧困率の変化分 (Δa_i) と各類型の比率の変化分 (Δl_i) に、それぞれの類型の時点間平均 (\bar{l}_i) とそれぞれの貧困率の時点間の平均 (\bar{a}_i) でウェイト付けしたものに分解可能である。すなわち、

$$\Delta a = \sum_i (\Delta a_i \bar{l}_i + \Delta l_i \bar{a}_i)$$

と表すことができる。ここで、 $\Delta a_i \bar{l}_i$ は、各類型の貧困率の変化分による寄与度、 $\Delta l_i \bar{a}_i$ は各類型のシェアの変化による寄与度として解釈できる⁹⁾。

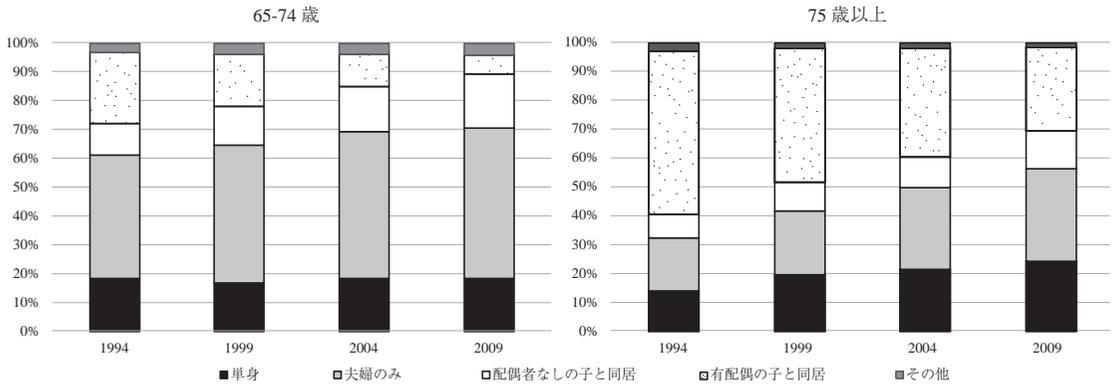
4 高年齢者の世帯類型の構成変化と各類型の貧困率の推移

65－74歳と75歳以上に分け、高年齢者の世帯類型の構成変化を示したのが、図2である。65－74歳については、「単身」の割合の変化は小さいが、「夫婦のみ」と「配偶者なしの子と同居」の割合が1994年から2009年にかけて上昇し、その間、「有配偶の子と同居」の割合が25%から7%と大きく低下した。そして75歳以上については、1994年時点では6割が「有配偶の子と同居」であったが、2009年には3割まで低下している。その一方、「単身」、「夫婦のみ」と「配偶者なしの子と同居」の割合がそれぞれ上昇した。

高年齢者の世帯類型別の相対的貧困率を示したのが図3である。65－74歳、75歳以上とも、貧困率は「単身」で最も高く、「有配偶の子と同居」で最も低い。そして1994年から2009年にかけて、「単身」と「夫婦のみ」の貧困率は大幅に低下した。また1994年から2009年にかけて、65－74歳、75歳以上と

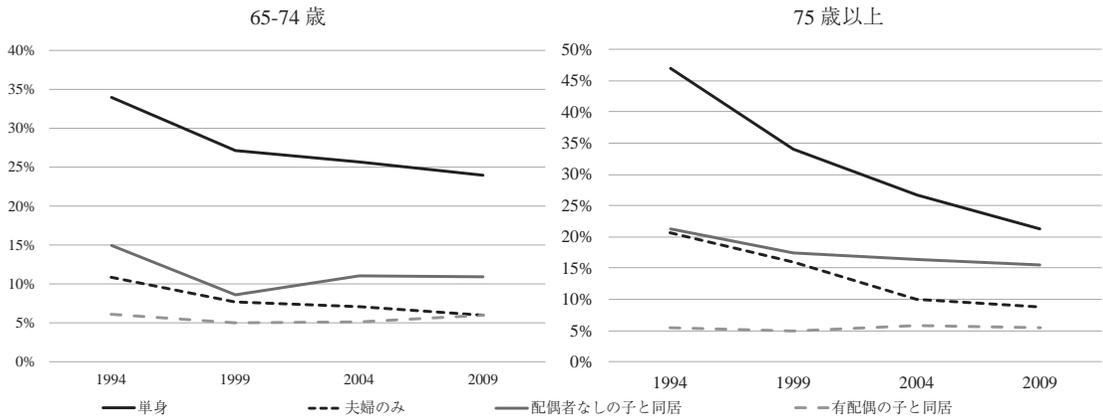
⁸⁾ なお、公的年金以外の児童手当や失業給付および生活保護給付等の社会保障給付は、年収・貯蓄等調査票に明示された項目はなく、「その他の年間収入」に含まれていると考えられる。ここで、全国消費実態調査では年間収入についての税と社会保険料が把握されていないため、可処分所得の算出のため田中・四方(2012)による税・社会保険料モデルの推計を用いた。この税・社会保険料モデルには、所得税、住民税、各種社会保険料(国民年金・厚生年金、国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療制度、雇用保険、介護保険)をすべて個別に推計している。さらに各種控除および社会保険料の減免制度についても反映したマイクロシミュレーションモデルを構築している。なお国民年金保険料納付の申請免除制度については、利用可能な所得水準にある対象者は、すべて免除申請を行い、保険料軽減を受けているものと仮定する。また、自営収入においてもすべての所得が捕捉されているものとしている。

⁹⁾ 先行研究では、貧困率の変化分ではなく各時点の貧困率についての寄与度分解が行われていた。



出所：総務省「全国消費実態調査（1994-2009年）」に基づき筆者推計。

図2 高齢者の世帯類型の構成変化（1994-2009年）



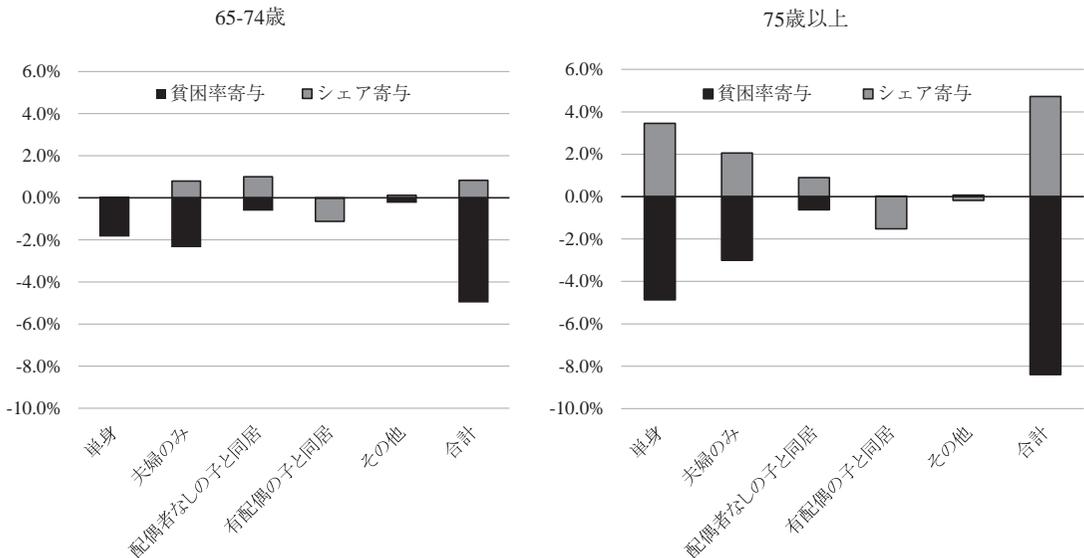
出所：総務省「全国消費実態調査（1994-2009年）」に基づき筆者推計。

図3 高齢者の世帯類型別相対的貧困率の推移（1994-2009年）

も、4%ポイント程度しか貧困率は低下しなかったが、「単身」の貧困率は、65-74歳で10%ポイント、75歳以上では25%ポイント以上低下した。同様に、「夫婦のみ」の貧困率も1994年から2009年にかけて、65-74歳で5%ポイント、75歳以上で12%ポイント低下した。

以上のように、特に75歳以上の「単身」と「夫婦のみ」で大幅の貧困率が低下したにもかかわらず、高齢者全体で数%程度の貧困率の低下にとどまった理由として、貧困率低下と同時に世帯類型

の構成比が変化したことが考えられる。すなわち、他の世帯類型より貧困率の低い「有配偶の子と同居」の割合が大きく低下したが、「単身」と「夫婦のみ」といった貧困率の高い世帯類型の割合が上昇したことで、高齢者の貧困率全体としては大きな変化がなかったと考えられる。



出所：総務省「全国消費実態調査（1994-2009年）」に基づき筆者推計。

図4 高齢者の相対的貧困率の寄与度分解（1994-2009年）

5 高齢者の貧困率の寄与度分解

このことを定量的に示すため、1994-2009年の相対的貧困率の変化を高齢者に占める各世帯類型のシェアの変化と貧困率の変化とに寄与度分解を行った結果を図4に示している。世帯類型ごとに、灰色のボックスがシェア変化による寄与度を示し、黒色のボックスが世帯類型内の貧困率の変化による寄与度を示す。各世帯類型の寄与度の合計は、1994年から2009年にかけての貧困率の変化分に等しい。そのため、図において%ポイントで表記される各寄与度は、そのまま各要素が何%ポイント貧困率を変化させているのかを示している。

まず、65-74歳については、「夫婦のみ」と「配偶者なしの子と同居」のシェアの上昇が全体の貧困率上昇に寄与しているものの、「単身」と「夫婦のみ」における貧困率低下が全体の貧困率を低下させた。

75歳以上も「単身」と「夫婦のみ」における貧困率低下は全体の貧困率低下に寄与しているものの、同時に、それらの世帯類型はもともと他の世帯類型より貧困率が高く（図3参照）、そのシエ

アが上昇したことで、全体の貧困率の低下幅を小さくさせた。

「単身」と「夫婦のみ」の割合の上昇あるいは「有配偶の子と同居」の割合の低下は、世帯内での私的扶養機能の低下を意味する。表1および図1でみたように、高齢者の相対的貧困率の低下幅は小さく、高齢者世帯の被保護率は上昇していた。その理由として、「単身」と「夫婦のみ」の高齢者の相対的貧困率は低下したものの、もともと他の世帯類型より貧困率が高いため、そのシェア拡大は、貧困率の上昇要因となっていた。同時に「単身」と「夫婦のみ」の高齢者の増加は、世帯内での私的扶養機能に頼れない高齢貧困者を増加させる。高齢者世帯の被保護率上昇は、こうした世帯内での私的扶養機能の低下が背景にあるものと推察される。

図2でみたように、65-74歳の高齢者で「有配偶の子と同居」する割合は、趨勢的に低下しているものの、すでにかかなり低い水準に達しており、将来の「有配偶の子と同居」割合の変化が高齢者の貧困率の上昇要因とはなりにくいであろう。一方

で、「未婚の子と同居」が大幅に増加しており、しかも65-74歳ではこの類型の貧困率は上昇傾向にある。相対的に経済力の弱い親子同士による同居が今後貧困率を上昇させる可能性もある¹⁰⁾。

加えて、給付乗率(2階部分)の引き下げ、デフレ下における物価スライド適用により、新規裁定者の老齢年金給付額はすでに近年低下してきている〔社会保障審議会年金数理部会(2015), pp.70-75〕。マクロ経済スライドによる所得代替率の引き下げもあり、公的年金による貧困率削減効果は将来的に大幅に低下することが予想される。

Ⅲ 老齢加算廃止による消費への影響

1 老齢加算の導入と廃止

前節でも指摘したように、世帯類型の変化や老齢年金受給額の低下により、長期的に高齢者の所得保障制度としての生活保護制度の重要性は今後さらに増大していくことが予想される。しかし高齢者世帯に占める被保護世帯率が上昇する中、老齢加算廃止という大きな制度変更が近年行われた。

老齢加算は老齢福祉年金制度の発足に伴い1960年に創設された。この老齢加算には、やがて「特別需要」を満たす役割が期待されるようになる。具体的には、1980年の中央社会福祉審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめでは、①高齢者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品が必要、②肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮が必要、③近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要〔生活保護制度の在り方に関する専門委員会(2003a), p.16〕、という3つの必要を特別需要として想定していた。また1983年の中央社会福祉審議会意見具

申では、老齢加算が「加齢に伴う精神的又は身体的機能の低下…に対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用…などの加算対象経費」を満たしているとの認識が示された〔社会保障審議会福祉部会(2003a), p.16〕。

しかし、社会保障審議会福祉部会に設けられた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による中間とりまとめ(2003年12月16日)を受け、老齢加算は廃止に至る。中間とりまとめでは廃止の方向性を打ち出す根拠として「単身無職の一般低所得高齢者世帯¹¹⁾の消費支出額について70歳以上の者と60歳~69歳の者との間で比較すると、前者の消費支出額の方が少ない」ことを指摘し、「したがって、消費支出額全体でみた場合には、70歳以上の高齢者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、加算そのものについては廃止の方向で見直すべき」と結論付けている〔社会保障審議会福祉部会(2003b)〕。

この取りまとめを受け、老齢加算は、2004年度、2005年度と段階的に引き下げられ、2006年4月に全廃された。なお同時期の2005年度には65歳以上を対象とした老年者控除の廃止や公的年金等控除の縮小が行われ、高齢者を対象とした税制優遇措置も見直されていた。

2 老齢加算額の大きさと影響を受けた被保護高齢者の割合

廃止された老齢加算額の相対的な大きさを示したのが表2である。表2では、高齢単身世帯と夫婦世帯の生活扶助額について、老齢加算の適用を受ける70歳と、その直前の69歳(夫婦世帯の場合は二人とも同年齢)とを比較している。なお実際の受給額は、認定された収入があれば、それと相殺・減額されるため、この生活扶助額を一律に受

¹⁰⁾ 長期的には、現在未婚の子として親と同居する者が高齢期を迎える頃、「単身」割合が大きく上昇する。独自のシミュレーションに基づき、稲垣(2013)は2100年までの高齢者の同居状況と、生活扶助基準でみた高齢者の貧困率についての将来見通しを示している。そこでは、2010年まで割合が上昇し続けていた「夫婦のみ」は今後減少に転じ、「単身」の割合が2070年あたりまで伸び続けることが示され、その結果、生活扶助基準でみた高齢者の貧困率が2009年の15.3%から2050年には28.6%まで上昇すると予測されている。

¹¹⁾ 「単身無職の一般低所得高齢者世帯」とは「単身無職世帯の中でみた所得の低い方20%(第I所得5分位)」を意味する。

表2 生活扶助額および老齢加算額（1級地1，月額）

	69歳単身			70歳単身				d/a	g/d
	生活扶助	第1類	第2類	生活扶助	第1類	第2類	老齢加算		
	a = b + c	b	c	d = e + f + g	e	f	g		
2003年度	80,928	36,120	44,808	95,138	32,400	44,808	17,930	1.18	0.19
2004年度	80,818	36,100	44,718	86,728	32,340	44,718	9,670	1.07	0.11
2005年度	80,818	36,100	44,718	80,818	32,340	44,718	3,760	1.00	0.05
2006年度	80,818	36,100	44,718	77,058	32,340	44,718	0	0.95	0.00

	69歳 + 69歳夫婦			70歳 + 70歳夫婦				d/a	g/d
	生活扶助	第1類	第2類	生活扶助	第1類	第2類	老齢加算		
	a = b + c	b	c	d = e + f + g	e	f	g		
2003年度	122,081	72,240	49,841	150,501	64,800	49,841	35,860	1.23	0.24
2004年度	121,937	72,200	49,737	133,757	64,680	49,737	19,340	1.10	0.14
2005年度	121,937	72,200	49,737	121,937	64,680	49,737	7,520	1.00	0.06
2006年度	121,937	72,200	49,737	114,417	64,680	49,737	0	0.94	0.00

注：第2類は冬季加算（VI区額×5/12）を含む。

出所：生活保護手帳編集委員会編『生活保護手帳』（中央法規出版）各年度版より筆者作成。

給している訳ではない。

老齢加算額は70歳の単身・夫婦世帯のいずれにとっても、生活扶助額の相当部分を占めていた。老齢加算の段階的廃止前の2003年度で、単身世帯の生活扶助額（1級地1）を比較すると、69歳で8万928円（上段a列）、70歳ではその1.18倍（上段d/a）の額となる9万5138円（上段d列）である。70歳の単身世帯にとって老齢加算額は生活扶助額の19%（上段g/d）に相当する。夫婦世帯では69歳では12万2081円（下段a列）、70歳では同じくその1.23倍（下段d/a）の額となる15万501円（下段d列）である。70歳の夫婦世帯にとって老齢加算額は生活扶助額の24%（下段g/d）に相当する。

老齢加算の段階的引き下げの最終年度であった2005年度には、すでに生活扶助額は単身・夫婦世帯とも69歳と70歳の間で等しくなっており、単身・夫婦世帯とも70歳の老齢加算を加えた生活扶助額は69歳の生活扶助額の1.00倍（上下段d/a）になっていた。これは、年齢階級別の食費・被服費等の個人単位の経費と位置付けられる第1類費の額が70歳以上では2005年度時点の老齢加算額と同額分低くなっていたからである。そのため、老齢加算が完全に廃止された2006年度時点では、70歳の生活扶助額は69歳の生活扶助額より単身世帯で

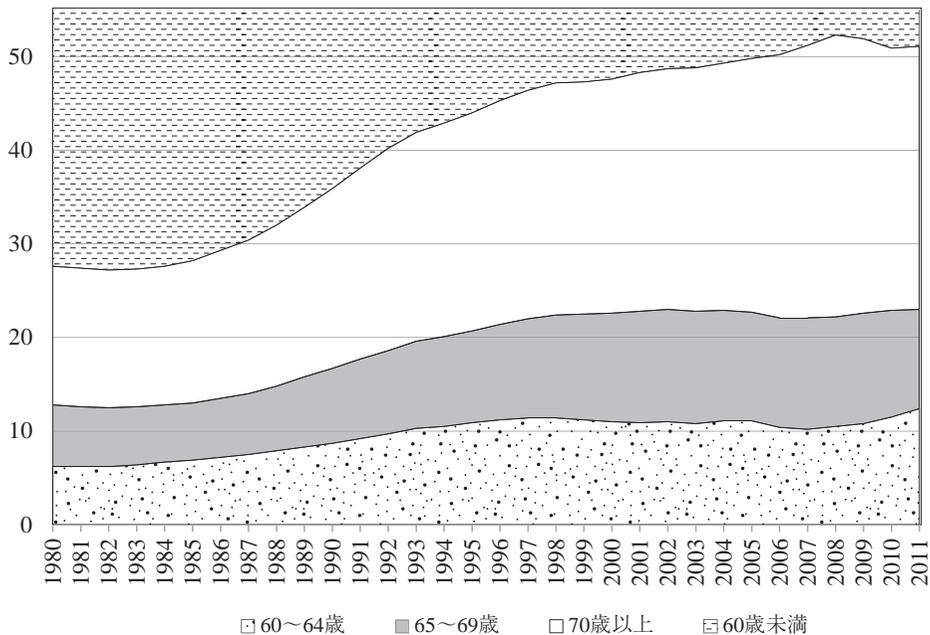
5%、夫婦世帯で6%低くなった（上下段g/d）。

さらに生活保護受給者の多くは高齢者であり、老齢加算廃止の影響が及ぶ範囲も大きかった。図5は被保護人員の構成比を60歳未満、60-64歳、65-69歳、70歳以上の4年齢階級別に1980～2011年まで示している。

60歳以上の被保護人員の比率は同期間中、増大傾向にあり、1980年代初めは3割程度であったが、2000年代半ばには5割を超えた。さらに60歳以上の中、70歳以上の比率は大きく、老齢加算の段階的廃止が開始された2004年は26%と、全被保護人員の4分の1を占めていた。

3 先行研究およびデータ・分析枠組

こうした相対的に大きな給付削減は、70歳以上がにいる被保護高齢者世帯の消費にどのような影響を与えたのだろうか。関連する先行研究として、定額給付金や地域振興券のような一時的給付や児童手当の総受取額の変化が消費支出に与えた影響あるいは特定品目の消費支出に対する影響を検証した研究〔宇南山（2011）、坂本（2010）、内閣府政策統括官（2012）、両角（2009）、Hsieh et al.（2010）〕や、公的年金が隔月給付されることを利用し、高齢者の月次の消費変動を検証した研究



出所：厚生労働省社会・援護局「被保護者全国一斉調査結果報告書」各年版より筆者作成。

図5 被保護人員の年齢構成（全被保護人員＝100%）

〔Stephens and Unayama (2011)〕などが存在する。

しかし老齢加算廃止が、どのように被保護高齢者世帯の消費に影響を与えたか実証した定量的研究は筆者が知る限りほとんど存在していない。新潟市の70歳以上の被保護単身世帯（約30名）の面接調査を行った小澤（2012）が、各品目中、食費、光熱費、被服費を節約した世帯が多いことを報告しているのみである。

そこで本節では被保護高齢者世帯において、老齢加算が給付される70歳以上の世帯員数によって、老齢加算廃止前の2003年度から、段階的に引き下げられている2004年度、2005年度、そして老齢加算廃止後の2006年度にかけてどのように消費支出が変動したか実証的に明らかにする。ここで

被保護高齢者世帯とは「65歳以上の者だけで構成されている世帯か、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯」を指す¹²⁾。

老齢加算廃止による被保護高齢者世帯の消費支出への影響は、世帯に含まれる70歳以上の世帯員数の情報を利用し、以下の推計式により求められる。

$$C_i = a + \beta_1 \cdot N70_i + \beta_2 \cdot year + \beta_3 \cdot (N70_i \times year) + \gamma \cdot Z_i + \varepsilon_i$$

ここで C_i は被保護高齢者世帯 i の消費支出額、 $year$ は年度ダミー（老齢加算廃止前の2003年度基準）、 $N70_i$ は世帯 i の70歳以上の世帯員数（＝老齢

¹²⁾ この定義は2005年度以降の高齢者世帯の定義であり、2004年度まで、高齢者世帯の定義は「男65歳以上、女60歳以上の者だけで構成されている世帯か、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯」と定義されていた。そのため本節の分析では2005年度以降の定義で統一した。また、高齢者世帯には、障害者世帯（世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯）や傷病者世帯（世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、または世帯主が傷病のため働けない者である世帯）を含まない。

加算の対象者数), Z_i は世帯 i の属性(世帯主性別, 世帯主年齢, 世帯員数, 級地, 薪炭区分)を表す変数ベクトルである。 ε は誤差項を示す。もし交差項($N70_i \times year$)の係数 β_3 が負で統計的に有意であるならば, 老齢加算の段階的引き下げ・廃止により, 老齢加算が満額支給されていた2003年度と比較し, 消費支出額を相対的に減少させたと解釈できる¹³⁾。

データは厚生労働省「社会保障生計調査」(2003-2006年度)の個票¹⁴⁾を用いた。「社会保障生計調査(以下, 文中では「生計調査」, 図表中では「生計」と略す)」は被保護世帯を対象としており, 調査内容は被保護世帯の最低生活費, 就労状況, 所得構成, 世帯属性, 消費・支出(家計簿)など多岐にわたり, 被保護世帯の生活構造が月次で詳細に把握可能である。年度単位の調査であるが, 年度内においては同一世帯を対象に各項目が月次で繰り返し調査され, 同一世帯(クラスター)の各月の観測値は独立ではない。そのため, OLS推計に基づく係数の有意性検定にはクラスター頑健な

標準誤差を用いた¹⁵⁾。推計に使用した各変数の記述統計量は, 本稿末の附表に示した。

4 一般世帯と被保護高齢者世帯の消費の相違

まず70歳前後においてどのように各費目の消費支出額は異なるのか確認する。表3は総務省「全国消費実態調査(2004年)」(以下, 文中では「全消調査」, 図表中では「全消」と略す)と, 老齢加算廃止前・廃止後にあたる2003年度と2006年度の生計調査の無職・単身世帯の各費目の消費支出額を65-69歳と70-74歳の2つの年齢階級について示している。

全消調査で65-69歳と70-74歳で, ほぼ支出額が同じ(差が5%未満)であるのは, 食料, 光熱・水道, 被服及び履物, 保健医療(保健医療サービスを除く。以下同)である。70-74歳の方で支出額が1割低いのは, 家具・家事用品, 交通・通信(自動車等関係費を除く。以下同), 教養娯楽となっている。一方, 70-74歳の方で支出額が1割高いのは, その他の消費支出である。その他の消

表3 一般世帯と被保護世帯における70歳前後の費目別消費支出(月額平均, 円)の相違

	全消(2004年, 無職・単身)			生計(2003年, 無職・単身)			生計(2006年, 無職・単身)		
	65-69歳	70-74歳	b/a	65-69歳	70-74歳	d/c	65-69歳	70-74歳	f/e
	a	b		c	d		e	f	
食料	33,776	33,861	1.00	29,826	33,085	1.11	30,392	30,261	1.00
光熱・水道	10,198	10,432	1.02	8,135	8,590	1.06	9,994	9,649	0.97
家具・家事用品	5,539	4,893	0.88	3,575	4,822	1.35	4,305	3,341	0.78
被服及び履物	7,562	7,430	0.98	2,843	2,703	0.95	3,043	2,207	0.73
保健医療	3,381	3,384	1.00	1,990	2,739	1.38	1,383	1,426	1.03
交通・通信	10,495	9,761	0.93	5,894	6,317	1.07	5,423	5,865	1.08
教養娯楽	23,349	21,277	0.91	4,248	7,112	1.67	4,080	4,639	1.14
その他の消費支出	38,841	41,628	1.07	9,472	8,317	0.88	8,769	9,810	1.12
N(全消)/観測値数(生計)	503	549		239	404		544	588	

注:「交通・通信」は「自動車等関係費」を除く。「保健医療」は「保健医療サービス」を除く。生計調査の「d/c」および「f/e」の列の網掛けは, 5%水準でcとdあるいはeとfの差が統計的に有意であることを表す。全消調査については公表統計に基づくため, 差を検定していない。消費支出月額額は全消調査が10・11月の2カ月平均であるのに対し, 生計調査は1年間の平均である。

出所:総務省「全国消費実態調査(平成16年)」高齢者世帯編(報告書掲載表)第27表および厚生労働省「社会保障生計調査(2003年度, 2006年度)」に基づく筆者推計。

¹³⁾ 推計式には, これらの変数以外に各月の消費変動を統御するため月ダミー, 調査開始からの月数が長くなるほど, 家計簿の記録が正確になる傾向を統御するため調査開始からの月数(調査月数)を加えている。

¹⁴⁾ 本節の分析は, 厚生労働科学研究費補助金事業「新しい行動様式の変化等の分析・把握を目的とした縦断調査の利用方法の開発と厚生労働行政に対する提言に関する研究(H24-政策-一般-006, 研究代表者:駒村康平)」の一環として行われた, 統計法第33条に基づく調査票情報の利用結果に基づく。調査票情報はすべて匿名化処理されている。

¹⁵⁾ 推計にはStata 13.0を用いた。

費支出には、理美容品等、たばこ、冠婚葬祭費、交際費が含まれる。

同様に老齡加算廃止前の2003年の生計調査で、5%水準で統計的に有意な差があるのは、食料、家具・家事用品、保健医療、教養娯楽である。統計的に有意な差がある費目はいずれも70-74歳の消費支出額の方が、65-69歳と比較して高く、最大の支出費目である食料で1割、家具・家事用品と保健医療で4割、教養娯楽では7割も高い。

老齡加算廃止後の2006年の生計調査では、5%水準で統計的に有意な差があるのは、家具・家事用品と被服及び履物のみである。2費目とも70-74歳の支出額の方が、65-69歳と比較して低く、家具・家事用品で2割、被服及び履物で3割低い。この老齡加算廃止前に65-69歳と70-74歳の間で統計的に有意な支出額の差があった、食料、保健医療、教養娯楽は、老齡加算廃止後は統計的に有意な差がない。

以上をまとめると、被保護高齢者世帯（単身・無職）の費目別消費支出は、老齡加算廃止後、食料、保健医療、教養娯楽費が下がり、一般高齢者世帯（単身・無職）と同様に65-69歳と70-74歳の差がなくなった。さらに老齡加算廃止後、70-74歳の家具・家事用品と被服及び履物に対する支出額は、65-69歳よりも低い水準となった。一般高齢者世帯（単身・無職）では65-69歳と70-74歳の被服及び履物に対する支出額はほぼ同じなので、これらの費目については傾向を異にする。

5 被保護高齢者世帯における老齡加算廃止による消費への影響

生活保護制度には8種類の扶助がある。たとえば家賃は住宅扶助、保健医療サービスは医療扶助というように、生活扶助以外の扶助により給付される。そのため、生活扶助の一部である老齡加算廃止の影響をみるには、家賃や保健医療サービスなどを除き、生活扶助に相当する支出に焦点を当てる必要がある。生活扶助相当支出をより具体的な品目として示したのが表4である。

Ⅲ節3項で示した推計式に基づき、世帯主の性別、世帯主年齢、世帯員数、調査開始後の月数（調査月数）、月、級地、薪炭区分等を統御した上、老齡加算廃止による生活扶助相当支出額総額および各支出項目への影響をみたのが表5である。交差項（網掛け部分）である「70歳以上世帯員数×各年度ダミー」の係数（千円単位）が有意に負であれば、老齡加算廃止前（2003年度）の70歳以上世帯員がいる世帯と比較し、生活扶助相当支出あるいは各支出項目を減少させたことになる。

生活扶助相当支出額は、2004年度で6千円、2005年度で1万円、2006年度で6千円、2003年度時点の70歳以上世帯員がいる世帯と比較して統計的に有意に低い（ただし2004年度については10%水準で有意）。つまり老齡加算の段階的引き下げおよび廃止は、70歳以上世帯員がいない被保護高齢者世帯と比較し、相対的に高かった70歳以上世帯員がいる被保護高齢者世帯の生活扶助相当支出額を減少させる効果があったことを確認できた。

どの費目で消費額を減らしたのか確認したのが

表4 費目と品目（生活扶助相当支出）

費目	品目
食料	穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、酒類、外食（除：学校給食）
光熱・水道	電気代、ガス代、灯油、石炭・その他の光熱費、水道料
家具・家事用品	エアコン、電子レンジ、その他の家庭用耐久財、室内装飾品、寝具類、家事雑貨、家事用消耗品、その他の家事サービス
被服及び履物	和服、洋服（除：学生服）、シャツ・セーター類、下着類、生地・糸類、他の被服、履物類、被服関連サービス
保健医療	医薬品、健康保持用摂取品、健康医療用具・器具（除：保健医療サービス）
交通・通信	交通費（除：通学定期代、通勤定期代）、自転車関係費、郵便・運送料、固定電話通信料、移動電話通信料、通信機器
教養娯楽	PC・AV機器、他の教養娯楽用耐久財、文房具（除：学習用文房具）、スポーツ用品、他の教養娯楽用品、新聞、書籍・他の印刷物、月謝類、他の教養娯楽サービス
その他の消費支出	理美容用品等、その他の身の回り用品、たばこ、その他の雑費、冠婚葬祭費、こづかい、職域負担費（除：労働組合費）、地域負担費、その他の交際費（除：贈与金）

出所：筆者作成。

推計式2~9である。2004~2006年度とも、70歳以上世帯員がいない被保護高齢者世帯と比較し、支出額が相対的に高かった食料では統計的に有意に4千円減少した(2式)。また、2005年度では被服及

び履物が1千円(ただし10%水準で有意)減少し(5式)、その他の消費支出も4千円減少した(9式)。2006年度では教養娯楽が1千円減少した(8式)。一方、老齢加算廃止による、光熱・水道、家具・

表5 費目別支出額の規定要因(被保護高齢者世帯、月額、千円単位)

被説明変数	(1) 生活扶助 相当支出	(2) 食料	(3) 光熱・ 水道	(4) 家具・ 家事用品	(5) 被服及び 履物
説明変数					
70歳以上世帯員数	8.47 ***	5.36 ***	0.24	0.22	0.52
70歳以上世帯員数×2004年度ダミー	-5.77 *	-3.86 **	-0.40	-0.58	-0.44
70歳以上世帯員数×2005年度ダミー	-9.63 ***	-3.70 **	-0.11	-0.19	-0.97 *
70歳以上世帯員数×2006年度ダミー	-6.44 **	-3.72 **	-0.36	-0.46	-0.67
2004年度ダミー	4.09	4.28 *	0.31	-0.25	0.03
2005年度ダミー	9.02 ***	2.64	0.70	-0.74	0.93
2006年度ダミー	5.57 *	2.20	1.48 **	0.20	-0.12
世帯主女性	-3.32 **	-3.61 ***	0.27	0.80 **	0.60 **
世帯主年齢	4.56	-1.24	0.36	1.22 **	0.56
世帯主年齢2乗	-0.03	0.01	0.00	-0.01 **	0.00
世帯員数	29.54 ***	13.40 ***	4.55 ***	2.90 ***	1.59 ***
調査月数	0.92 ***	0.52 ***	0.09 *	0.05	0.03
定数項	-123.29	63.49	-9.72	-44.76 **	-17.60
R-sq	0.332	0.359	0.245	0.034	0.058
観測値数	9,457	9,457	9,457	9,457	9,457
観測客体数	965	965	965	965	965

被説明変数	(6) 保健医療	(7) 交通・ 通信	(8) 教養娯楽	(9) その他
説明変数				
70歳以上世帯員数	0.30	-0.06	0.61	1.55
70歳以上世帯員数×2004年度ダミー	0.19	0.31	-0.74	-1.05
70歳以上世帯員数×2005年度ダミー	-0.30	0.20	-0.54	-3.92 ***
70歳以上世帯員数×2006年度ダミー	0.27	0.29	-1.39 **	-0.30
2004年度ダミー	-0.47	-0.08	0.03	0.80
2005年度ダミー	-0.68	-0.29	0.76	4.07 **
2006年度ダミー	-0.83 *	-0.59	0.05	1.57
世帯主女性	0.02	-0.98 **	-0.89 **	0.66
世帯主年齢	-0.09	0.39	2.07 ***	0.83
世帯主年齢2乗	0.00	0.00	-0.01 ***	-0.01
世帯員数	0.89 **	0.53	-0.17	5.55 ***
調査月数	0.07 **	-0.07	0.05	0.22 **
定数項	4.58	-3.52	-72.58 ***	-23.05
R-sq	0.027	0.026	0.068	0.073
観測値数	9,457	9,457	9,457	9,457
観測客体数	965	965	965	965

注：OLS推計に基づく結果。被保護高齢者世帯の定義は「65歳以上の者だけで構成されている世帯か、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯」である。消費額は千円単位。***、**、*は各々1、5、10%水準で統計的に有意であることを表す(クラスター頑健な標準誤差に基づく)。他の説明変数として、月ダミー、級地ダミー、薪炭区分ダミーを用いている。費目・品目の対応は表4を参照のこと。

出所：厚生労働省「社会保障生計調査(2003-2006年度)」に基づく筆者推計。

家事用品, 保健医療, 交通・通信への支出額減少は確認できない(3, 4, 6, 7式)。

以上のように, 老齡加算廃止の影響は, 主に食料, 被服及び履物, 教養娯楽, その他の消費支出の4つの費目への支出減少として表れたことを確認した。これら4費目を構成する, どの品目で支出額を減少させたのか明らかにするため, 4費目を構成するすべての品目(表4参照)について, 同様の推計式で老齡加算廃止の影響を分析した。推計結果で統計的に有意であった品目およびその例示は表6の通りである(統計的に有意である品目について表4では下線を引いている)。

統計的に有意であった品目について表5と同様に推計した結果を示したのが表7である。食料の具体的品目としては, 野菜・海藻が2004年度, 2006年度で月額1千円減少している(2a式。ただし2006年度は10%水準で有意)。また2005年度は調理食品が1千円減少している(2b式。ただし10%水準で有意)。被服及び履物の具体的品目としては洋服, 生地・糸類, 他の被服等があるが, いずれも1千円未満の減少である(5a~5c式)。

教養娯楽については, 新聞と書籍・他の印刷物

と合わせ, 2006年度で1千円減少している(8a, 8b式)。またその他の消費支出についてはこづかい(すなわち使途不明金)は, 2005年度と2006年度で2千円と大きく減少している(9b式)。その他の交際費も2004~2006年の各年度とも500円減少している(9c式。ただし2006年度は10%水準で有意)。

一方, それ以外の食料, 被服及び履物, 教養娯楽, その他の消費支出を構成する各品目(表4参照)については, 統計的に有意な結果が得られなかった。たとえば, 食料では穀類, 魚介類, 肉類, 乳卵類, 被服及び履物ではシャツ・セーター類や下着類, 教養娯楽では教養娯楽用耐久財, その他の消費支出では理美容品等や冠婚葬祭費は, いずれも統計的に有意な結果は得られず, これら各品目で老齡加算廃止により支出額が減少したことは確認できなかった。

表6 品目の例示

品目	例示(概要)
野菜・海藻	生鮮野菜, 乾物・海藻, 大豆加工品(除:みそ, しょう油等調味料及び大豆の煮物, つくだ煮), 他の野菜・海藻加工品(こんにゃく, 梅干し, 野菜の漬物, 昆布の佃煮等)
調理食品	主食的調理食品(弁当, おにぎり, 調理パン等), 他の調理用品(うなぎの蒲焼, サラダ, コロッケ, カツレツ, 餃子, 焼売, ハンバーグ, 焼き鳥, 冷凍調理食品, そうざい材料セット, 瓶詰・缶詰, レトルトパウチ等),
飲料	乳製品, 薬用品以外の飲み物(含:素材となる茶の葉や顆粒・粉末等)でアルコール分1%未満のもの(含:缶・瓶・パック・ペットボトル入り飲料)
洋服	和服・学生服以外の被服(除:シャツ・セーター類, 下着類)
生地・糸類	原則として被服用の材料(含:ボタン, スナップ, ファスナー, 含:手芸用であっても洋裁や和裁に一般的に用いられるもの)
他の被服等	帽子, ネクタイ, 靴下などの被服類。
文房具	筆記・絵画用具, 他の紙製品(画用紙, 原稿用紙, ルーズリーフ, 折り紙・千代紙, 私製ハガキ, アルバム, 手帳等), 他の文房具(印鑑, スタンプ, バインダー等)
新聞	日刊新聞(含:一部買)
書籍・他の印刷物	雑誌・週刊誌, 書籍(含:古本), 他の印刷物(プログラム, カレンダー, 楽譜, 教養講座テキスト, 各種新聞, テレビガイド, 旅行案内, 問題集, プロマイド, ポスター, クックカード等)
その他の雑費	信仰・祭祀費, 寄付金, 各種登録料, 各種手数料, 各種証明書代等
こづかい	こづかいのうち使途が不明なもの
その他の交際費	贈与金(饗別, 香典, 祝儀等の一般社会の慣行による自発的現金支出)以外の交際費(来客用の飲食物品費, 親睦会費, 互助会費, 慶弔会費等)

出所:筆者作成。

表7 品目別支出額の規定要因（被保護高齢者世帯，月額，千円単位）

被説明変数	(2a)	(2b)	(2c)	(5a)	(5b)	(5c)
	野菜・海藻	調理食品	飲料	洋服	生地・糸類	他の被服等
説明変数						
70歳以上世帯員数	1.46 ***	1.26 **	0.04	0.17	0.04	0.13
70歳以上世帯員数×2004年度ダミー	-1.33 **	-0.74	-0.32	-0.13	-0.04 *	-0.04
70歳以上世帯員数×2005年度ダミー	-0.84	-1.20 *	-0.41 *	-0.43 **	-0.05	-0.19 **
70歳以上世帯員数×2006年度ダミー	-1.07 *	-0.69	-0.29	-0.28	-0.05 *	-0.16 **
2004年度ダミー	1.44 *	0.59	0.43	0.09	0.03	0.02
2005年度ダミー	0.74	0.87	0.30	0.69 ***	0.20	0.23 **
2006年度ダミー	0.85	0.55	-0.02	0.31	0.04	0.09
世帯主女性	0.88 ***	-1.15 **	-0.50 **	0.11	0.07 ***	0.02
世帯主年齢	-1.03	0.53	0.45 *	0.22	-0.02	0.06
世帯主年齢2乗	0.01	0.00	0.00 *	0.00	0.00	0.00
世帯員数	3.21 ***	0.99 **	0.12	0.42 ***	0.07 **	0.15 ***
調査月数	0.16 ***	-0.04	0.04 *	0.01	0.00	0.01 ***
定数項	40.08	-16.17	-15.33	-7.78	0.89	-2.25
R-sq	0.145	0.105	0.042	0.023	0.012	0.020
観測値数	9,457	9,457	9,457	9,457	9,457	9,457
観測客体数	965	965	965	965	965	965
	(8a)	(8b)	(8c)	(9a)	(9b)	(9c)
被説明変数	文房具	新聞	書籍・他の印刷物	その他の雑費	こづかい	その他の交際費
説明変数						
70歳以上世帯員数	0.01	0.41 *	0.31 **	-0.08	1.54 **	0.30
70歳以上世帯員数×2004年度ダミー	-0.05 *	-0.03	-0.06	-0.16	-0.87	-0.53 *
70歳以上世帯員数×2005年度ダミー	-0.01	-0.35	-0.19	-1.28	-1.51 **	-0.49 **
70歳以上世帯員数×2006年度ダミー	-0.04 *	-0.59 **	-0.38 ***	0.56 *	-1.83 ***	-0.47 *
2004年度ダミー	0.06	-0.14	-0.02	0.36	0.71	0.24
2005年度ダミー	0.00	0.14	0.04	3.41 **	1.24 ***	-0.24
2006年度ダミー	0.01	0.51 *	0.15	0.98 ***	1.27 ***	0.58 **
世帯主女性	-0.04	-0.68 ***	0.06	0.71 ***	0.06	0.18
世帯主年齢	0.11 ***	0.22	0.14	0.12	-0.18	0.56 ***
世帯主年齢2乗	0.00 ***	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 ***
世帯員数	-0.05 *	-0.19	-0.03	0.96 **	1.41 ***	0.40 **
調査月数	0.00	0.02	0.01	0.05	0.07 ***	0.01
定数項	-3.79 ***	-6.69	-4.72	-4.96	3.10	-21.09 ***
R-sq	0.016	0.066	0.033	0.096	0.089	0.024
観測値数	9,457	9,457	9,457	9,457	9,457	9,457
観測客体数	965	965	965	965	965	965

注：OLS推計に基づく結果。被保護高齢者世帯の定義は「65歳以上の者だけで構成されている世帯か、またはこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯」である。消費額は千円単位。***、**、*は各々1、5、10%水準で統計的に有意であることを表す（クラスター頑健な標準誤差に基づく）。他の説明変数として、月ダミー、級地ダミー、薪炭区分ダミーを用いている。品目の例示については表6を参照のこと。

出所：厚生労働省「社会保障生計調査(2003-2006年度)」に基づく筆者推計。

付表 記述統計量

	Mean	[Std. Err.]
被説明変数		
生活扶助相当支出	79.61	[31.8]
食料	37.07	[16.7]
光熱・水道	10.66	[6.90]
家具・家事用品	4.83	[8.90]
被服及び履物	3.22	[5.16]
保健医療	2.28	[4.66]
交通・通信	5.99	[6.63]
教養娯楽	5.37	[6.47]
その他の消費支出	10.73	[12.7]
野菜・海藻	6.57	[4.45]
調理食品	5.40	[5.42]
飲料	2.37	[2.52]
洋服	0.84	[2.70]
生地・糸類	0.09	[0.91]
他の被服等	0.35	[1.16]
文房具	0.16	[0.60]
新聞	2.05	[2.25]
書籍・他の印刷物	0.40	[1.17]
その他の雑費	2.10	[7.61]
こづかい	0.78	[3.45]
その他の交際費	0.69	[3.16]
説明変数		
70歳以上世帯員数	0.99	[0.65]
70歳以上世帯員数×2004年度ダミー	0.23	[0.55]
70歳以上世帯員数×2005年度ダミー	0.23	[0.52]
70歳以上世帯員数×2006年度ダミー	0.34	[0.59]
2004年度ダミー	0.20	[0.40]
2005年度ダミー	0.25	[0.43]
2006年度ダミー	0.35	[0.48]
世帯主女性	0.49	[0.50]
世帯主年齢	73.63	[5.47]
世帯員数	1.37	[0.49]
調査月数	11.31	[1.86]
観測値数	9,457	
観測客体数	965	

注：被説明変数は月額・千円単位。費目・品目の対応および品目の例示については表4および表6参照。

出所：厚生労働省「社会保障生計調査(2003-2006年度)」に基づく筆者推計。

Ⅳ 結びにかえて

以上の分析結果における主要な発見事実をまとめると3点挙げられる。第一に、1990年代半ばから2000年代半ばまでの高齢者の貧困率の微減は、世帯内での私的扶養機能が期待できない「単身」、

「夫婦のみ」の貧困率の低下を、相対的に他の世帯類型と比較して貧困率の高い「単身」、「夫婦のみ」の世帯構成比重の高まりによる貧困率の上昇要因が相殺することにより生じていた。第二に「配偶者なしの子との同居」の世帯構成比重の高まりも、高齢者の貧困率の上昇要因となっていた。高齢者から子への方で世帯内私的扶養機能を担っている可能性もある世帯類型の増加は、新たな高齢者の貧困リスク増大要因として懸念される。第三に70歳以上の生活扶助額の2割に相当する老齢加算廃止は、65-69歳と比較して相対的に高い支出水準であった食料に対する支出の減少以外に、被服及び履物、教養・娯楽費、その他の消費支出を減少させる影響もあった。具体的品目で相対的に大きい支出減少は、こづかい(使途不明金)、野菜・海藻、調理食品、新聞、その他の交際費であった。光熱・水道、交通・通信、冠婚葬祭費などへの統計的に有意な支出減少は確認できなかった。

以上を踏まえ、本稿の結びにかえ、残された課題について述べる。すでに稲垣(2013)は、世帯構成の変化や老齢年金受給額の低下により、生活扶助基準を下回る高齢者の貧困は将来的に増大し、2060年頃のピーク時には2割を超えると予測している。さらに、稲垣(2015)は、短時間労働者1200万人への被用者年金の適用拡大を進めることで、マクロ経済スライドによる年金給付水準引き下げ期間を短縮し、予測されるピーク時の全高齢者の貧困率を4分の3に低下させることが可能であることも示している。これは現役世代と高齢世代間の財政的対立を招かない重要な提案の一つと考えられる。

しかし、仮にこうした効果的な施策が導入されたとしても、被保護高齢者世帯数は増大するため、公的年金による所得保障水準、生活保護による所得保障水準、そして本来在るべき最低生活保障について議論は続けられるであろう。老齢加算廃止について検討した「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による中間とりまとめ(2003年12月16日)でも、ただし書きとして「高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維

持されるよう引き続き検討する必要」について指摘している〔社会保障審議会福祉部会（2003b）〕。

本稿では老齢加算廃止前後における70歳以上世帯員がいる被保護高齢者世帯の消費支出への影響については分析したが、そうした議論まで尽くせていない。そのような議論をするには、「何を最低生活保障の定義とし、何をそれに含めるべきか」という一般市民の生活実感に依拠した別の基準との比較を併用することが必要である¹⁶⁾。

被保護高齢者世帯率の上昇は、本来、公的年金制度の側で解決すべき問題であるが、その解決の道筋がまだ明確に見えない以上、最低生活費に関する研究蓄積が、財政的理由に基づく制度見直し議論に対する、ひとつの砦となろう。

謝辞

本稿は「所得・消費・資産・主観的データを用いた貧困基準の総合的研究」(JSPS 科研費 JP26380372, 主任研究者: 駒村康平) および厚生労働科学研究費補助金事業「新しい行動様式の変化等の分析・把握を目的とした縦断調査の利用方法の開発と厚生労働行政に対する提言に関する研究 (H24-政策-一般-006, 研究代表者: 駒村康平)」の一環として行われた筆者の研究に基づく。また研究に用いられた「全国消費実態調査」および「社会保障生計調査」は統計法第33条に基づき調査票情報の利用を許可され独自集計を行った。本稿で用いられたデータ利用に協力して下さった多数の方々に深く感謝しここに記す。いうまでもなく本稿に残されているかもしれない誤りはすべて筆者が責を負う。

参考文献

阿部彩 (2006) 「貧困の現状とその要因: 1980~2000年代の貧困率上昇の要因分析」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配: 格差拡大と政府の役

割』, 東京大学出版会, 第5章, pp.111-137。

岩田正美・重川純子・岩永理恵 (2012), 「ミニマム・インカム・スタンダード (MIS法) を用いた最低所得基準の推計 (高齢単身男女)」, 阿部彩 (研究代表者) 『貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 (厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業・平成23年度総括研究報告書)』, pp.81-130 (厚生労働科学研究成果データベースより閲覧可)。

稲垣誠一 (2013) 「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し」, 『季刊社会保障研究』, Vol.48, No.4, pp.396-409。

——— (2015) 「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」, 『貧困研究』, Vol.15, pp.34-44。

宇南山卓 (2011) 「児童手当が家計消費に与えた影響」, *RIETI Discussion Paper Series*, 11-J-021。

小澤薫 (2012) 「老齢加算廃止によって深化する生活不安: ひとり暮らし高齢者の調査から」, 『日本行動計量学会大会発表論文抄録集』, No.40, pp.107-108。

小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」, 『季刊社会保障研究』, Vol.44, No.3, pp.278-290。

坂本和靖 (2010) 「『定額給付金』の世帯消費への影響: 『消費生活に関するパネル調査』を用いて」, 『季刊家計経済研究』, No.88, pp.6-16。

社会保障審議会福祉部会 (2003a) 「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ関係資料」, <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286839/www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1216-5b.html> (2016年6月25日最終確認)

——— (2003b) 「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」, <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286839/www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1216-5a.html> (2016年6月25日最終確認)

周燕飛・鈴木亘 (2012) 「近年の生活保護率変動の要因分解: 長期時系列データに基づく考察」, 『季刊社会保障研究』, Vol.48, No.2, pp.197-215。

橋本俊昭・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』, 東京大学出版会。

田中聡一郎・四方理人 (2012) 「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」『ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ』, 第25号。

内閣府政策統括官 (2012) 「定額給付金は家計調査にどのような影響を及ぼしたか: 『家計調査』の個票データを用いた分析」, 『政策課題分析シリーズ』, No.8,

¹⁶⁾ イギリスのラフバラ大学を中心とする研究組織で行われているミニマム・インカム・スタンダード (Minimum Income Standard: MIS法) を援用し, 単身高齢者の最低生活保障に関する研究がすでに日本でも実施されている。住宅費を除く消費支出額 (三鷹市) は, 「全国消費実態調査」や「家計調査」の平均値と比較し, 8割前後の水準となる。費目別にみると, 交通・通信, 教養娯楽, その他の消費支出など個人によって支出額の幅が大きいと考えられる費目については, 「全国消費実態調査」や「家計調査」よりMISの方が低くなっている一方, 食料や光熱・水道については, ほぼ同じ支出額となっている〔岩田他 (2012)〕。

- http://www5.cao.go.jp/keizai3/2011/04seisakukadai08-0.pdf (2016年6月25日最終確認)
- 両角良子 (2009) 「被服消費に着目した地域振興券のラベリング効果の検証：児童手当へのインプリケーション」, 『北海道大学経済学研究』, Vol.58, No.4, pp.101-115。
- 府川哲夫 (2000a) 「高齢者の経済的状況：『単独・夫婦のみ』と『子と同居』の対比」, 『季刊社会保障研究』, Vol.35, No.4, pp.353-363。
- (2000b) 「世帯の収支と所得分配」, 国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』, 第4章, pp.57-74。
- 吉岡慎一 (2014) 「貧困及び不平等測度の要因分解と世帯構成の変化」, 『西南学院大学経済学論集』, Vol.48, No.3・4 (合併号), pp.251-274。
- 山田篤裕 (2010) 「高齢期の新たな貧困リスク」, 『季刊社会保障研究』, Vol.46, No.2, pp.111-126。
- Hsieh, Chang-Tai, Shimizutani Satoshi, and Hori Masahiro (2010) “Did Japan’s Shipping Coupon Program Increase Spending?”, *Journal of Public Economics*, No.94, pp.523-529.
- Murozumi, Masako and Shikata Masato (2008) “The Structure of Income in Elderly Households and Relative Poverty Rates in Japan from the Viewpoint of International Comparisons,” *Luxembourg Income Study Working Paper Series*, No.483.
- OECD (2008), *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD Publishing (小島克久・金子能宏訳『格差は拡大しているか：OECD加盟国における所得分布と貧困』, 明石書店, 2011年)。
- (2011), *Pensions at a Glance 2011: Retirement-income Systems in OECD and G20 Countries*, OECD Publishing.
- Stephens Jr., Melvin and Unayama Takashi (2011), “The Consumption Response to Seasonal Income: Evidence from Japanese Public Pension Benefits,” *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 3, No. 4, pp.86-118.
- Yamada, Atsuhiko (2008), “Income Distribution of People of Retirement Age in Japan,” *Journal of Income Distribution*, Vol.16, No.3-4, pp.31-54.

(やまだ・あつひろ)
(しかた・まさと)

Structural Change in Old-Age Poverty and the Decrease in Expenditures Due to the Abolishment of the Old Age Supplement for Public Assistance

Atsuhiko YAMADA*¹ and Masato SHIKATA*²

Abstract

This study examines two research questions: (1) Why did the beneficiary rate of public assistance increase among older households since the mid-1990s despite a small decrease in the poverty rate? and (2) How did the abolishment of the Old Age Supplement for Public Assistance (Rōrei-kasan), which is equivalent to a 20% benefit cut, limit its beneficiaries' expenditures?

First, a decrease in the poverty among old-age (single and couple) households is countered by an increased share of these two household types. These households have higher poverty rates compared with other types of old-age households and are unlikely to receive any intra-household transfers. Therefore, they relied on public assistance between the mid-1990s and mid-2000s. Consequently, the overall poverty rate of old-age households decreased slightly, yielding a net increase in the beneficiary rate of public assistance.

Second, the share of old-age households living with their single adult children increased during the same period, thereby increasing the poverty rate.

Third, the abolishment of the Old Age Supplement for Public Assistance decreased the expenditures of beneficiaries aged 70 and over on food (which is large compared with that of those aged 65-69); clothing and footwear; culture and recreation; and other consumption expenditures. The reduction in expenditures is prominent in the following areas: pocket money (of which, detailed uses are unknown); vegetables and seaweeds; cooked food; newspapers; and other social expenses. We did not observe statistically significant decrease in expenditures on fuel, light and water charges; transportation and communications; and ceremonial occasions.

Keywords : Old-age households, Poverty, Public Assistance, Old Age Supplement

*¹ Professor, Keio University Faculty of Economics

*² Associate professor, Kwansei Gakuin University, School of Policy Studies